

奈良市子ども・子育て支援事業計画（仮称）素案に対する意見募集の結果

平成26年12月1日から平成26年12月26日までの間、子ども・子育て支援新制度に係る「奈良市子ども・子育て支援事業計画（仮称）」素案を公表し、市民等の皆様のご意見を募集したところ、15通28件のご意見（提出方法別内訳：ファクシミリ11通、電子メール1通、ホームページ2通、持参1通）が寄せられました。この度、募集結果及びご意見に対する本市の考え方の現状での案がまとまりましたので、下記のとおり報告します。

なお、いただいたご意見につきましては、十分な検討を加え、事業計画のみならず、今後の本市の子ども・子育て支援施策へ活かしていきたいと考えています。ご協力ありがとうございました。

I. 項目別意見数と意見の対応の方向性について

(1) 項目別意見数	
■ 全体に関するもの 1件
■ 第2章 奈良市の子ども・子育てを取り巻く状況と課題	
2. 次世代育成支援行動計画に基づくこれまでの実績 1件
3. 子ども・子育て支援新制度で求められる対応 1件
■ 第3章 事業計画の基本的な理念・方針について	
2. 計画の基本理念 1件
■ 第4章 奈良市の子ども・子育て支援のこれからの取組について	
基本方針1 子どもがいいきいきと心豊かに育つまちづくり	
基本目標1 子どもにとって大切な権利の保障 1件
基本目標2 乳幼児期の教育・保育の充実 7件
基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり	
基本目標2 地域における子育て支援の充実 3件
基本目標3 子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実 1件
基本目標4 様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援の充実 1件
基本方針3 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり	
基本目標1 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進 1件
基本目標2 仕事と子育ての両立支援の推進 1件
■ 第5章 主な事業の5年間の需給計画について	
1. 提供区域の設定 2件
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 7件

(2) 意見の対応の方向性
次ページ以降では、いただいたご意見の概要に対して、本市の考え方とともに対応の方向性を記載しています。
【対応の方向性】
A. 計画案に反映します 5項目
B. 今後の取り組みの参考とします 4項目
C. 計画案のとおりとします 9項目
D. その他（質問・計画と同趣旨等） 7項目

Ⅱ. 意見の概要と本市の考え方（案）について

■ 全体に関するもの 【1件】

大項目	小項目	意見の概要	本市の考え方（案）
全体		<p>●「子どもにやさしいまちづくり」ということでしたが、子ども自身のための支援が具体的には見えてきませんでした。大人ではなく、子どもが主体の計画が具体化されることを望みます。</p>	<p>【今後の取り組みの参考とします】</p> <p>国の基本方針では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本に、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することが目指されています。そのため、本市の事業計画の中でも「子ども」に関する項目として、「基本方針1 子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり」を設定しています。その例としましては、幼稚園や保育所等を「就労支援や子育て支援のための施設」として捉えるのではなく、「子どもが通う、子どもが成長する、経験するための施設」として捉えています。</p> <p>また、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」が平成27年4月1日に施行され、今後は「子どもにやさしいまち」に関して子どもたちが意見表明や参加ができるような取り組みを進めていきたいと考えています。いただいたご意見につきましては、計画素案に対する評価として受け止め、今後事業計画の進捗管理や評価を行う際に、参考にさせていただきたいと考えています。</p>

■ 第2章 奈良市の子ども・子育てを取り巻く状況と課題 【2件】

大項目	小項目	意見の概要	本市の考え方（案）
2. 次世代育成支援行動計画に基づくこれまでの実績		<p>●子育て広場で、センター型、ひろば型、児童館型という内訳がわからない。</p>	<p>【計画案に反映します】</p> <p>子育て広場のセンター型は、常設の広場を設け、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、子育てサークルへの援助や地域の公民館等へ出向いて子育て支援講座などの地域支援活動を実施します。ひろば型は、常設の広場を設けるとともに、異世代交流やボランティアの受入・養成等地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施します。児童館型は、児童館で一定時間、広場を設け、地域の子育て支援のための取組を実施します。</p> <p>なお、地域子育て支援拠点事業は、国の方針により、平成25年度から「センター型」及び「ひろば型」の区別をなくして「一般型」に再編されたため、地域子育て支援センター、つどいの広場及び子育てスポットすくすく広場は、地域子育て支援拠点の「一般型」として、概ね同一の事業を実施しています。</p> <p>しかし、取り組みの内容をわかりやすく伝えることは重要ですので、計画案の中にコラムのような形で、子育て広場に関する情報を追加したいと考えています。</p>
3. 子ども・子育て支援新制度で求められる対応		<p>●様々な面で過渡期となり、考えること、悩むこと等、課題がたくさんありますが、子ども・保護者にとってよりよい環境となるよう、行政と協働しつつ新制度に向かっていけるよう、丁寧に相談・説明等していただければと思う。</p>	<p>【その他】</p> <p>本計画の推進に当たっては、行政の取り組みだけではなく、家庭や地域をはじめ、関係機関の協力も不可欠です。そのため、これらの個人・関係機関等の活動と連携しながら、引き続き地域の子育て支援を推進していきます。</p>

■ 第3章 事業計画の基本的な理念・方針について 【1件】

大項目	小項目	意見の概要	本市の考え方（案）
2. 計画の基本理念		<p>●子育てに祖父母の助けを願うのが難しく、地域からも孤立してしまう家庭も多くあります。子育ての場が、子どもの成長にとって良い環境であるとともに、子育て世代が安心して子どもを産み育てることができるまちづくりに期待します。</p>	<p>【その他】</p> <p>本計画における「子どもにやさしいまち」には、安心して子育てのできるまちづくりまたは若者が帰ってきやすいまちづくりを通して、子どもが育つための支援や子どもを育てていくに当たっての支援に、社会全体で取り組むという考え方も含まれています。</p>

■ 第4章 奈良市の子ども・子育て支援のこれからの取組について 【15件】

大項目	小項目	意見の概要	本市の考え方（案）
基本方針1 子どもがいいきと心豊かに育つまちづくり	基本目標1 子どもにとって大切な権利の保障	<p>●子ども会議はどのような内容か。</p>	<p>【その他】</p> <p>子ども会議につきましては、条例施行後に要綱により詳細を定めていきますが、公募等によりまして子どもの参加者を募り、年6回くらい原則的には公開で子どもにやさしいまちづくりに関して話し合ってもらい、子どもたちが話し合いの結果を取りまとめ、市長に提出することができる、というものを考えております。</p>
	基本目標2 乳幼児期の教育・保育の充実	<p>●幼稚園や保育園が今まで培ってきた質を落とすことなく、子どもたちが同等の利益を得られるとともに、滑らかに小学校に接続できるような基盤をしっかりとさせないといけない。</p> <p>●乳幼児期の教育・保育の充実について、市の事業計画策定に当たって、保育現場としては今まで以上に保育内容や子育て支援の充実を目指したいと思う。</p>	<p>【その他】</p> <p>今後の本市の就学前の教育・保育施設の体制につきましては、幼稚園及び保育園のほか、認定こども園や地域型保育等、多様な施設や運営主体による提供体制となりますが、各園で今まで培われてきた教育・保育内容、取り組みというものは、子ども・子育て支援新制度施行後も変わることなく、維持・充実させていくものだと考えます。</p> <p>また、本計画の推進に当たっては、関係機関の協力も不可欠です。本市の子ども・子育て支援の推進のため、引き続き連携を図っていきたいと考えています。</p>
		<p>●施策の方向性について、奈良市らしい文面が入っている良いのではないかと。どこにでも書かれている文面であり、教育・保育の内容の充実についても何を指すのか書かれていないのではないかと。</p>	<p>【計画案に反映します】</p> <p>本市の市立幼稚園及び市立保育所については、「奈良市幼保再編基本計画」及び「奈良市幼保再編実施計画」に基づき、統合・再編しながら「市立こども園（幼保連携型認定こども園）」の設置を進めています。また、施設面だけではなく、教育・保育の内容についても、国から示されている「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づきながら、本市では、生涯発達の礎となる乳幼児期の育ちと学びを保障するため、「市立こども園」で育つ全ての子どもに共通して「奈良市立こども園カリキュラム」に基づく教育・保育を提供していくこととしています。子どもの育ちは、こども園で完結するものではありませんので、本カリキュラムでは、小学校教育への接続も含めた長期的な視点を持って策定を進めているところです。</p> <p>「市立こども園」設置に向けた取り組みや認定こども園自体を周知することを目的として、今後、コラムのような形で誌面を追加したいと考えています。</p>
		<p>●施策の方向性②「質の高い教育・保育の一体的提供と内容の充実」について、「保育者の処遇の向上、保育条件の改善に努める」との内容の文章を入れるべき。</p>	<p>【計画案のとおりとします】</p> <p>保育士等の処遇改善を図り、保育士の人材を確保するため、平成25年度から保育士等処遇改善臨時特例事業を実施し、民間保育所に補助金を交付しています。平成27年度以降につきましても、処遇改善等加算として公定価格に含まれており、奈良市のみならず継続して全国的に取り組んでいくこととなります。</p>

大項目	小項目	意見の概要	本市の考え方（案）
		<ul style="list-style-type: none"> ●「教育・保育施設及び地域型保育事業の整備」について、「公立保育所を核に認可保育所を中心に整備する」との内容に改めるべき。 ●認定こども園の設置を削除するべき 	<p>【計画案のとおりとします】</p> <p>国の基本方針では、子ども・子育て支援新制度の目的の一つとして、「保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保」が挙げられています。</p> <p>本市におきましても同様に、「認定こども園や幼稚園と保育所、地域型保育」、「公立と私立」といった多様な施設や運営主体を組み合わせることで、柔軟に子どもを受け入れるための提供体制を確保し、子どもが保護者の就労等の現状やその変化に左右されることなく、教育・保育を受けられるような施設・事業の選択肢づくりを進めたいと考えています。</p>
基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり	基本目標2 地域における子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●施策の方向性に、「専門職と非専門職（ボランティア等）の協働体制による手厚い支援の構築」を入れてほしい。 ●主な取り組みの地域子育て支援拠点事業の内容について、「育児相談」を「子育てに関するあらゆる相談」というように、どんなことでも相談を受けるように記載してほしい。 ●当園では、預かり保育や未就園児保育を進めており、多くの利用者がある。現在の幼稚園においてもできるまで、子育て支援の充実に取り組みたい。 	<p>【計画案のとおりとします】</p> <p>主な例を挙げると、各地域子育て支援拠点では、ボランティアの受入・養成や、ボランティア及び地域住民等と協働して、地域支援活動を実施しています。また、幼稚園における未就園児保育等についても、地域住民の方にご協力をいただきながら運営しているものもことから、施策に新たに追加することは考えていません。</p> <p>【計画案に反映します】</p> <p>地域子育て支援拠点では、子育てに関する相談のみならず、母親や家庭のこと等あらゆる相談を受けていますので、計画案の表現に反映します。</p> <p>【その他】</p> <p>子ども・子育て支援新制度では、認定こども園や幼稚園・保育所に通う子どもの家庭だけが対象ではなく、ご家庭で子育てをされている方も含む全ての子どもと家庭を対象として、地域のニーズに応じた支援を充実することが目指されています。そのため、幼稚園等で現在実施いただいている未就園児とその家庭を対象とした事業は、今後も必要な事業であると考えています。また、本計画の推進に当たっては、関係機関の協力も不可欠です。地域の子育て支援の推進のため、引き続き連携を図っていきたくと考えています。</p>
	基本目標3 子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●「1 子育てに関する相談体制・情報提供の充実」について、相談は誰がするのか、また、専門職を配置するのかどうか明確化してほしい。 	<p>【計画案のとおりとします】</p> <p>地域子育て支援拠点を例に挙げますと、子育て親子の相談は、拠点のスタッフが受けますが、専門的な相談については、所属している専門の相談員につなげます。また、必要に応じて専門機関や行政機関と連携し、ネットワークを構築しています。</p> <p>なお、国の指針による地域子育て支援拠点の職員の位置付けは、子育て親子の支援に関して意欲のある者であり、子育ての知識と経験を有する者を配置することとし、職員の専門性や資格は問われていないため、職員の配置については義務付けておりません。</p>
	基本目標4 様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども発達支援事業について、特別支援教育や教育相談課での事業も記載してほしい。 	<p>【計画案に反映します】</p> <p>計画案では各施策の方向性に対する市の事業の中で、主な取り組みのみを記載しています。最終的には資料編の中で事業計画の対象事業を網羅することを予定していますので、その中で反映したいと考えています。</p>

大項目	小項目	意見の概要	本市の考え方（案）
基本方針3 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり	基本目標1 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進	●子育て支援アドバイザーについて、子育て中の保護者に必要なのは助言ではなく、悩みや不安を受け止める人の存在であるため、アドバイザーという名称はふさわしくないのではないか。	【計画案のとおりとします】 「子育て支援アドバイザー」は、子育てに関する助言や相談のみならず、子育て親子が集まる場所に出向き、相談、絵本の読み聞かせや手遊びなど、子育て支援の手助けを行うため、「アドバイザー」という名称を使用しています。
	基本目標2 仕事と子育ての両立支援の推進	●男女共同の子育ての推進に向けたセミナーとあるが、男性は参加しないのではないか。	【今後の取り組みの参考とします】 「男女共同の子育て」には、男性の積極的な家庭参画だけでなく、男女それぞれが相手を尊重し理解しあうことが大切です。これまでは「父子クッキング」「男性向け料理教室」など従来の男性向けセミナーを開催してきましたが、今後はそれに加えて夫婦ともに参加でき、自身の家庭生活や働き方を共に考える機会となるような講演会や、男女を問わず子ども連れでも参加しやすい託児付セミナーの実施など、より参加しやすいセミナー開催を考えています。

■ 第5章 主な事業の5年間の需給計画について 【9件】

大項目	小項目	意見の概要	本市の考え方（案）
1. 提供区域の設定	(1) 教育・保育における提供区域	●教育・保育における提供区域を、中学校区を1ゾーンとするべき。	【計画案のとおりとします】 教育・保育における提供区域の設定に当たっては、「奈良市第4次総合計画」における7つのゾーンを勘案したうえで22の中学校区を基本単位として、教育・保育施設の現在の配置状況や今後の方向性、実際の利用実態等を反映すること等を目的として、隣接する中学校区を組み合わせることで、5つの提供区域を設定しています。
	(2) 地域子ども・子育て支援事業における提供区域	●病児・病後児保育事業の提供区域を、教育・保育における提供区域に準じる事業にするべき。	【計画案のとおりとします】 保護者の利便性という視点は重要ではありますが、病児・病後児保育事業につきましては、定員ベースから実績を見た場合、稼働率が低い状況にあります。そのため、細かく整備することにより、協力いただく事業者が損害を被る恐れがあることから、全市域を1つの提供区域として設定しています。
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	(1) 利用者支援事業	●利用者支援事業の目標値について、平成31年度で2箇所は少ないのではないか。	【今後の取り組みの参考とします】 利用者支援事業を実施するためには、地域子育て支援拠点事業受託団体に、利用者支援専門員として、子育て支援事業等に従事することができる資格を有している者や、地方自治体を実施する研修または認定を受けた者のほか、育児・保育に関する相談指導等についての相当の知識・経験を有する地域の子育て事情と社会資源に精通した専任の職員を1名以上配置することとされています。 また、利用者支援専門員は、行政の研修等を受講し、事業の実施にあたって必要となる資質の維持向上に努めるとともに、心配な家庭に対する適切な対応や、関係機関等との連絡・調整、連携及び協働体制の構築が求められます。 つきましては、利用者支援事業の実施は、地域子育て支援拠点事業受託団体において、人材及び財源の確保が必要となることから目標値を2か所としています。その必要性及び費用対効果を精査するとともに、当該事業の受託団体の受入れ体制等を勘案し、本計画の中間年を目安として、その実施箇所数を検討してまいります。

大項目	小項目	意見の概要	本市の考え方（案）
	(3) 放課後児童健全育成事業	●目標値が増えているが、現状で部屋の広さや職員の数不足気味ではないのか。	【その他】 平成26年12月に可決された「奈良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に規定された基準を満たすよう、5年間の経過措置の間に整えていくことになります。
	(7) 地域子育て支援拠点事業	●今後の方向性について、「子育てスポット等」のすみ分けが一般的にはわからないのではないかと。また、従事者にできるだけ専門職や有資格者の配置を目指すことを盛り込んでほしい。	【計画案のとおりとします】 地域子育て支援センター等の地域子育て支援拠点事業は、子育て広場を常時開設し、地域の子育て親子の交流促進及び育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支える取組を行います。加えて、地域の実情に応じ、地域に根ざした運営を行い、関係機関及び子育て支援活動を実施する団体等と連携を図ります。「子育てスポット事業」は、地域にある身近な公共施設等を利用し、地域の団体に委託して、月に1回または2回、子育て広場を開催しています。より身近な子育ての拠点として、地域のさまざまな人が子育てに関わり、地域全体で子育てを応援する場として、地域コミュニティの再生・活性化を図っています。 なお、地域子育て支援拠点に従事する職員については、国の指針では、子育て親子の支援に関して意欲のある者であり、子育ての知識と経験を有する者を配置することとしています。また、子育て親子にとって身近な存在であり、気軽に相談ができる者であることとされ、職員の専門性や資格は問われておりません。
	(9) 病児・病後児保育事業	●少しでも近い場所があればと思うので、全体のバランスを考えて西部地域もしくは北部地域にもう1箇所設置することを検討していただけないか。	【今後の取り組みの参考とします】 病児・病後児保育事業は、本市では現在4か所で実施しています。定員ベースでは平成26年4月1日現在で約4,500人（年間250日開所の場合）の受入枠がありますが、利用実績との間に乖離が生じているため、まずは利用時間帯や利用手順というところで、稼働率を上げる取り組みから優先することを基本としています。 ただし、スピード感を持って対応するため、本計画の中間年を目安として全体のバランスを見ながら、実施施設数の検討を行いたいと思います。